

令和 2 (2020) 年 10 月 13 日

各市町観光行政主管課長 }  
各観光協会会長 } 様

栃木県産業労働観光部観光交流課長

令和 2 (2020) 年度県民一家族一旅行推進事業の期間延長について (通知)

本県の観光行政につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

県では、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ観光需要の回復に向け、県民の県内宿泊旅行に対し、宿泊料金等の割引支援を実施しているところですが、県内旅行会社における割引対象期間を延長し、その売上げの回復を支援することとしました。

なお、9月末で販売を終了した OTA (宿泊予約サイト) について、再販売は行いません。

つきましては、貴管内宿泊事業者様及び観光関連事業者様宛て情報提供くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 変更の概要

#### 【割引対象期間の延長】

(変更前) 県内旅行会社：令和 2 (2020) 年 10 月 30 日 (金) 宿泊  
10 月 31 日 (土) チェックアウトまで  
→ (変更後) 県内旅行会社：令和 3 (2021) 年 2 月 13 日 (土) 宿泊  
2 月 14 日 (日) チェックアウトまで

※販売期間は 2 月 13 日 (土) まで。ただし、割引原資がなくなり次第終了。

### 2 問合せ先

県民一家族一旅行事務局 (株式会社 JTB 宇都宮支店内)

電 話：028-341-6174

受付時間：平日 10:00～17:00

※県民一家族一旅行推進事業特設サイト

<https://www.tochigiji.or.jp/1ryokou/> (外部サイトへリンク)

観光プロモーション班 奥山・関根  
TEL：028-623-3305  
FAX：028-623-3306  
E-mail：machizukuri@pref.tochigi.lg.jp